国の行政機関の定員の純減についての経緯

H17 <u>12月</u> 24日 H18	「行政改革の重要方針」の閣議決定 国の行政機関の定員(33.2万人)を今後5年間で5%以上純減。有識者会 議の知見も活用し、遅くとも平成18年6月頃までに行政改革推進本部にお いて成案を得、政府の方針として決定。
<u>1月</u> 6日 31日	行政改革担当大臣から関係閣僚に対し8事項の検討要請 【第1回行政減量・効率化有識者会議】
<u>2月</u> 8日 10日	【第2回有識者会議】: 追加検討要請事項の決定 行政改革担当大臣から関係閣僚に対し7事項の追加検討要請
<u>3月</u> ~下旬 30日	【有識者会議】各省ヒアリング 「中間取りまとめ」(第7回有識者会議)
31日	政府行政改革本部「配置転換、採用抑制等の枠組みについて」了承 行政改革担当大臣から各閣僚に対し協力要請
<u>4月</u> <u>5月</u>	【有識者会議】各省ヒアリング
30日	「最終取りまとめ」 (第17回有識者会議)
<u>6月</u> 2日	「行政改革推進法」の公布・施行 国の行政機関の定員を5年間で5%以上純減させる旨規定
23日 27日	行政改革推進法に基づく「行政改革推進本部」設置 【第1回行政改革推進本部】開催
30日	閣議決定 国の行政機関の定員の純減について 国家公務員の配置転換、採用抑制等に関する全体計画 国家公務員雇用調整本部の設置
	◆ 【第1回国家公務員雇用調整本部】開催 全体計画に係る運用方針、19年度実施計画の策定 等
~ H23.3	
••••	毎年度の定員審査を通じて、純減の取組を厳しく精査

毎年度の定員審査を通じて、純減の取組を厳しく精査 純減目標達成のため必要な配置転換、採用抑制等の取組を推進

地方公務員の定員の純減についての経緯

	地方公共団体の純減努力により、平成11年~平成16年で4.6%純減	
H17 <u>3月</u> 29日	「新地方行革指針」(総務事務次官通知)を総務省が策定 地方公務員の総数に関して、過去5年間の実績である4.6%を 上回る純減を図る必要があるとの考え方を示し、定員管理の数値目 標を含めた「集中改革プラン」の平成17年度中の公表を要請。	
<u>H17年度中</u>	各地方公共団体が「新地方行革指針」に基づき集中改革プランを策定	
<u>12月</u> 24日	「行政改革の重要方針」の閣議決定 4 . 6%以上の純減確保に向けた各地方団体の真摯な取組及び国 による定員関係の基準の見直しにより、一層の純減の上積みが確保 されるよう取り組む。	
H18 ————————————————————————————————————	都道府県・政令市の数値目標の状況(速報)を公表 市区町村(政令市を除く)の数値目標の状況(速報)を公表	
~ 5月	集中改革プランにおける定員管理の数値目標の状況(速報 H18.4.27) 平成17年4月1日~平成22年4月1日の5年間の純減率 6.2%() 4月27日時点で、公表されている42道府県、12政令市、1,469市区町村の 加重平均であり、今後、変動する可能性あり	
<u>6月</u> 2日	「行政改革推進法」の公布・施行 同法第55条第1項において、政府は、地方公務員の総数を5年間 で4.6%以上純減させるよう厳格な管理を要請する旨等を規定。	
~ H22.4		
各地方公共団体において集中改革プランの着実な実施を図り、不断の改革に取り 組む		